

## その名称(商品名)本当に使用しても大丈夫ですか…

～既に他人が権利を取得している名称(商標)は使用できない可能性があります～

ご当地キャラクター、地域振興～、地産地消、〇〇グランプリ、町おこし…

### 関係各位

皆様におかれましては日頃より地域の振興並びに発展のためご尽力のことと存じます。

さて、そのような中にご当地キャラや地域の特産品の命名にも頭を悩ませアイデアを出し合い沢山の方の努力の賜物として生み出されている名称が、実は他人の商標を侵害しているかもしれない、マスコミ発表してしまったけど、大々的に新聞にも載ったけど、侵害していると警告され、使用できなくなってしまった・・・なんてこともあるのです。

また、どんなにオリジナリティーに溢れた名称でも、一部分だけが同じでも、他人の商標権にかぶっていると使えない可能性もあります。まったく同じではなくても、侵害していると言われるケースがあるのです。

マスコミ発表したあとに、大々的に宣伝したあとに、

ある日突然お手紙が届くかもしれません。



「わが社の商標権を侵害しています～」



「知らなかったの、ごめんなさい・・・」ではすまないかもしれません

こんなことになる前に、マスコミ発表する前に、いやいや、名称決定する前にちゃんと調べておけばよかった。

- 何をどうやって調べるの？
- 侵害しているかどうかどうやって判断したらいいの？
- そもそも商標権で何がどこまで関係してくるの？



◆知財総合支援窓口ではこのような疑問質問に相談担当者がお答えします。

長崎県発明協会では、九州経済産業局の委託を受け、知財総合支援窓口を開設し、商標等の知的財産権に関するご相談をお受けしています。秘密厳守・相談無料です。

簡単な質問は電話でもかまいませんので、とりあえず相談してみませんか。

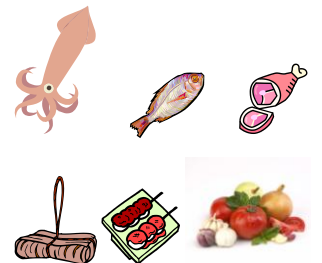
☆「商標に関係するかよくわからんけど、念のため聞いとくか」

☆「初歩的な質問けど、一応電話してみるか」でかまいません。

☆「よし、これからこの商品に力を入れて地域全体で売り出していくぞ!!」

協議会発足だ! まずは、商品名を決めよう!! ネーミングを募集しよう!!

出来ればこの段階でご相談下さい。



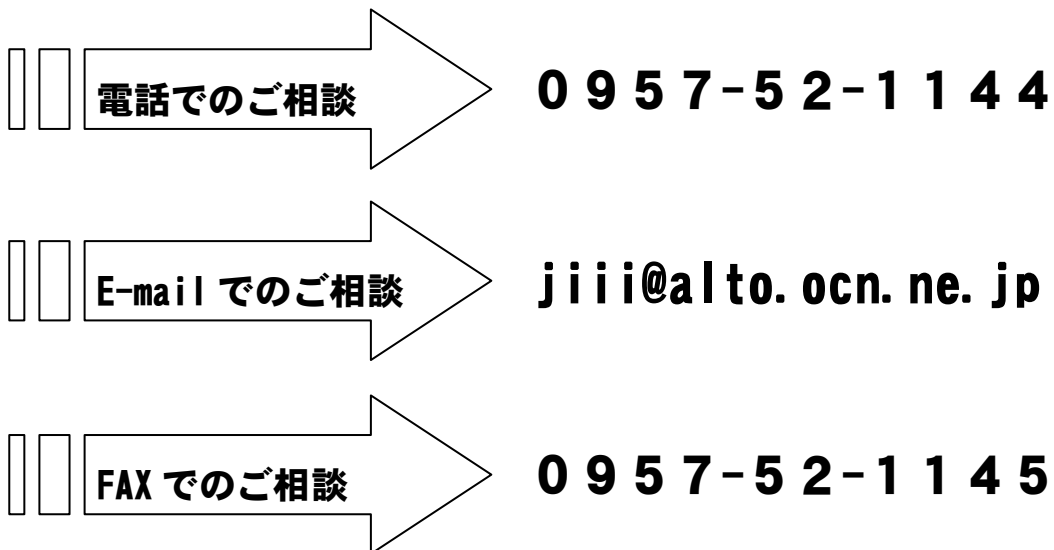
商標の概要、先願調査の仕方、商標出願の方法、費用等について相談担当者がわかりやすくご説明します。

また、ご相談の内容に応じて専門家(弁理士)のアドバイスを受ける機会も無料で設けています。

トラブルが起こる前に、困ったことになる前に、名称決定する前に

是非、地域振興のために頑張っておられる部署の方にご一読いただけますよう、ご回覧いただければ幸いです。

(ご相談は裏面から→)



## F A X 相 談 票

貴会社名・団体名	
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
担当者役職・氏名	

ご相談内容

知財総合支援窓口（一般社団法人長崎県発明協会）

〒856-0026 長崎県大村市池田 2 丁目 1303-8 長崎県工業技術センター内